

〇〇保育園消防計画

(目的)

第1条 この計画は、〇〇保育園における防火管理業務および地震防災対策について、必要な事項を定め、火災等の災害から園児等を守り、火災等の未然防止およびその被害軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この消防計画は、〇〇保育園に出入りするすべての者に適用するものとする。

(防火管理者および事務局)

第3条 防火管理者は〇〇〇〇とし、本計画実践にあたってのすべての事務は全職員が分掌する。

(防火管理者の権限および任務)

第4条 防火管理者は、この計画については一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討および変更
 - (2) 消火、通報および避難訓練の年度計画の作成とその実施および指導
 - (3) 消防用設備等の点検整備の実施および不備欠陥事項の改修促進
 - (4) 建築物、火災使用設備器具等および危険物施設の検査、ならびに不備欠陥事項の改修促進
 - (5) 増改築、修繕、模様替え等の工事への立ち会いおよび監督
 - (6) 火気の使用または取扱いに関する指導監督
 - (7) 園児および職員に対する、防災教育の年度計画の作成とその指導
 - (8) 消防用設備等の設置位置図および避難経路図の作成
 - (9) 管理権限者への助言および報告
 - (10) その他、防火管理上必要な業務
- 2 防火管理者は、次の事項について〇〇消防署への報告、届出等を行うものとする。
- (1) 消防計画の提出
 - (2) 建物および諸設備の設置または変更の事前連絡および法令に基づく諸手続
 - (3) 消防用設備等の点検および建築物等の検査ならびに教育訓練を行う場合の指導要請
 - (4) 自衛消防訓練実施に際しての通知

(防火管理委員会)

第5条 防火管理業務および地震防災業務の適正な運営を図るため、園長を委員長に、防火管理者を副委員長とした、防火管理委員会を設置する。

- (1) 委員は、各園舎担当の責任者（防火担当責任者）等とし、別表1のとおり編成するものとする。
- (2) 委員会の開催は定例会と臨時会とし、定例会については毎月第1〇曜日に、臨時会については、委員長が必要と認める時期に開催するものとする。

(審議事項)

第6条 防火管理委員会は、防火管理業務上基本となる次の事項について審議し、防火管理者が行う業務を効果的に推進させるものとする。

- (1) 消防計画の樹立および変更に関すること。
- (2) 自衛消防隊の編成および資器材に関すること。
- (3) 園児等の避難対策に関すること。
- (4) 防災教育訓練内容とその実施方法に関すること。
- (5) 災害発生時における園児の引渡しに関すること。
- (6) その他、防火管理上必要な事項に関すること。

(予防管理組織)

第7条 予防管理組織は、火災予防のための組織で、自主点検検査を実施するための組織(自主点検検査班)とし、火災予防に万全を期するものとする。

- 2 予防管理組織は、平素における火災予防および地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、園舎を単位に防火担当責任者と保育室、または一定の区域を単位に、火元責任者を、別表2のとおり指定しておくものとする。

(防火担当責任者の業務)

第8条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内全般の防火および避難上障害となる物件の除去
- (2) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導および監督
- (3) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第9条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 日常における火気使用設備器具等の使用状態の適否の確認およびその他火気管理
- (2) 地震動時における火気使用設備器具等の自動消火および自動停止等安全装置の作動確認または消火
- (3) 防火担当責任者の補佐

(自主検査班の業務)

第10条 自主検査班は建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の検査を次の事項に留意し、別に定める検査票により実施するものとする。

- (1) 建築物等の検査
 - ア、建築物、防火戸等の機能の適否
 - イ、廊下、避難通路、非常口等の安全確認
- (2) 火気使用設備検査
 - ア、調理室等の火気使用設備器具の安全確認
 - イ、洗濯室の安全確認
 - ウ、ストーブの処置の適否
- (3) 危険物施設検査
 - 設備および貯蔵取扱い上の適否および標識、掲示板等の確認、その他危険物品の安全確認
- (4) 電気設備、機械設備の検査
 - 電気回線、電灯、電熱器、その他の電気器具の安全確認
- (5) 消防用設備等の検査
 - 消火器、消火栓、火災報知設備等の機能の維持管理、整備

(点検検査の記録および報告)

第11条 防火管理者は、自主点検検査班からの結果をまとめ、園長に報告するとともに、1年に1回、〇〇消防署に報告するものとする。

(自衛消防隊の設置)

第12条 園内等において、火災発生またはその他の災害が発生した場合は、その被害を最小限にとどめるため、園長を自衛消防隊長(以下「隊長」という)に、防火管理者を副隊長として、各隊員を別表3のとおり指定し、〇〇保育園自衛消防組織を編成する。

(隊長等の権限および任務)

第13条 隊長は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行う。

- (1) 園児等の避難開始命令および避難状況の把握

- (2) 各種災害の状況を把握し、自衛消防活動上必要な指揮命令
 - (3) 消防隊の災害現場への誘導および情報の提供
- 2 副隊長は隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。

(自衛消防隊本部の設置及びその活動)

第14条 指揮係は、次の活動を行うものとする。

- (1) 隊長の指揮に基づき、園庭に自衛消防隊本部を設置する。
- (2) 園児等の避難状況の把握および自衛消防隊員との情報連絡に努める。
- (3) 防火対象物維持台帳および園児名簿等関係資料を準備し、消防隊に対する情報提供体制を確立する。

(通報・連絡)

第15条 火災を発見した者は、消防機関「119番」に直接通報するか、事務室等に通報の依頼を行うなどの処置を講じなければならない。

- 2 通報連絡係は火災を覚知した場合、消防機関への通報を確認するとともに、放送等により園内に報知する。
- 3 緊急放送が終了次第、火災の延焼状況を自衛消防隊本部に逐次報告する。

(消火活動)

第16条 初期消火係は、火災発生の覚知と同時に発災場所に急行して、消火器等を操作し、初期消火活動を行う。

(避難誘導)

第17条 各組の担任等は、次により園児の安全な避難誘導等を行う。

- (1) 保育中、園内出火の場合
 - ア、すべての保育を中止し、近くにいる園児を集め緊急放送を静かに聞く。
 - イ、組の旗、出席簿を持ち歩行困難者の誘導処置を施し、園舎外へ誘導を行う。
 - ウ、園庭の安全な場所に組別に整列させ人員点呼を行い、自衛消防隊本部へ異常の有無を報告するとともに、腰を降ろして待機させる。
- (2) 自由時間中、園内出火の場合
 - ア、火災発生場所を確認した後、担当する保育室に直行し、室内にいる園児の動揺を静め園舎外へ誘導する。この場合遊戯室、便所等にいる園児も隣接する保育担当者が指示し、誘導する。
 - イ、他の職員は、園庭等にいる園児に対し建物から離れるよう指示するとともに、勝手に園外に出る園児に注意する。
 - ウ、集合位置は、保育中の場合と同様とする。
- (3) 隣接建物より出火した場合
 - ア、通常の出入口より避難誘導を行うとともに、室内の出火防止措置と窓を閉め、カーテンは開けて室外へ出る。
 - イ、園庭に集合したならば、人員点呼を行い次の避難場所（園外空地）に避難する準備を行う。
- (4) 園外への避難誘導
 - 園外への避難誘導は、ロープ等を使用し列を乱さないよう、早足で行う。この場合、歩行困難者は避難車および背負い帯等により行う。

(防護安全措置)

第18条 防護安全係は、火災使用設備器具および建物について、次の安全措置を講ずるものとする。

- (1) 避難終了後の防火戸の閉鎖
- (2) 給食室等のガス栓の閉鎖
- (3) 危険物取扱い設備器具の燃料供給停止措置

(4) その他防護安全上必要な措置

(残留園児等の救出活動)

第 19 条 救助係は、発災と同時に次の活動を行うものとする。

- (1) 園児等の避難開始とは逆に、園舎内を巡回し残留者有無を確認するとともにその救出活動を行う。
- (2) 救出活動は、通常の出入口が使用可能な場合は、その出入口から、また使用不能な場合は、最寄りの出入口から救出するものとする。

(救護活動)

第 20 条 応急救護係は、次の活動を行うものとする。

- (1) 自衛消防隊本部と併設して救護所を設け、負傷者等の応急処置を行う。
- (2) 負傷者等の症状、氏名、年齢等の必要事項を記録し、自衛消防隊本部に報告するとともに、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者を速やかに搬送できるように努めるものとする。

(震災予防措置)

第 21 条 火元責任者および自主点検検査班は、所定の点検・検査に合わせて、次の事項を行うものとする。

- (1) 建築物の倒壊危機の有無および保育室、遊戯室、事務室等に取り付けられている工作物またはロッカー等の備品の転倒落下防止措置。
- (2) 火気使用設備器具の転倒、燃えやすいものの落下防止措置。
- (3) 園庭に固定してある遊戯施設等の転倒の有無。
- (4) 廊下の床板の破損の有無および滑り易い箇所の有無。
- (5) 靴箱の転倒防止措置。

(避難場所の指定)

第 22 条 園児の安全を確保するため、次の避難場所を指定する。

- (1) 第一次避難場所
園庭
- (2) 第二次避難場所
駐車場
- (3) 第三次避難場所
園外空地

(地震時の活動)

第 23 条 地震時の活動は、自衛消防活動によるほか、次によるものとする。

- (1) 地震発生と同時に、園児を机の下や先生の回りに集め、身の安全を図る。
- (2) 火気使用器具の出火防止措置を講ずる。
- (3) 自衛消防隊員は、組織に基づき諸活動を開始する。
- (4) 園児を火災時の避難に準じて、第一次避難場所に誘導し負傷者等の有無を確認する。
- (5) 隊長は、災害の状況の変化によって、自らの判断または防災機関の避難命令により第二次避難場所への避難を開始する。

(家族への引渡し)

第 24 条 家族への引渡しは、原則として、第一次もしくは第二次避難場所において、各組の担任が必ず確認した後、行う。

(防災教育の実施)

第 25 条 防火管理者は、次の基本的基準に基づき、防災訓練に合わせて年度計画を作成

し、防災教育を実施する。

- (1) 保育士、職員に対する基本的事項
 - ア、防火管理機構について
 - イ、園児に対する防災教育訓練およびその指導方針について
 - ウ、防火管理に関する職員の任務ならびに責任について
 - エ、震災予防措置について
 - オ、園児の避難対策について
 - カ、その他、火災防止上必要な事項について
- (2) 園児に対する基本的事項
 - ア、火災と地震について
 - イ、園舎からの避難方法について
 - ウ、安全な遊び方について
 - エ、集団行動の重要性について
 - オ、危険物品や危険な場所について

(防災思想の啓蒙)

第 26 条 防火管理者は、園児および出入りするすべての者の防災思想を高めるため、次の事項を行うものとする。

- (1) 防災に関するポスター、パンフレットの作成と掲示
- (2) 防災掲示板の作成とその活用
- (3) 放送設備による防火、防災の呼びかけ
- (4) スライド、映画、紙芝居等による防災思想の高揚

(防災訓練の実施)

第 27 条 防火管理者は、防災教育と合わせて、職員の各種訓練計画および園児の避難訓練の実施時期・方法について、具体的に作成しておくものとする。

(園児に対する訓練の目標)

第 28 条 災害時に次の行動がとれるよう、訓練を通じ、身につけさせるものとする。

- (1) いつ、いかなる時でも、放送、笛、ベル等がなった場合は、遊びをやめて静かに放送を聞く態度と内容を理解し、敏速に行動できるようにする。
- (2) 担任以外の先生の指示にも従って、行動できるようにする。
- (3) 身の回りに変化を生じた場合、身近にいる大人や先生に急報できるようにする。
- (4) 遊びの中でも常に出入り口を広くとっておくようにし、一斉に、多く出られるよう心がけさせる。
- (5) 互いに助け合う心を養う。

(消防機関への指導要請および報告)

第 29 条 防火管理者は、訓練の実施に際し、必要と認める場合は、〇〇消防署に指導の要請を行うものとする。

- 2 各種訓練を実施する前に、「消防訓練実施計画書」(別表 4)により、消防署に通知する。

(訓練結果の検討)

第 30 条 防火管理者は、各種訓練を実施した場合は、「消防防災訓練実施結果」(別表 5)を作成し、防火管理委員会で検討を行い、その後の訓練に反映させるものとする。

附 則

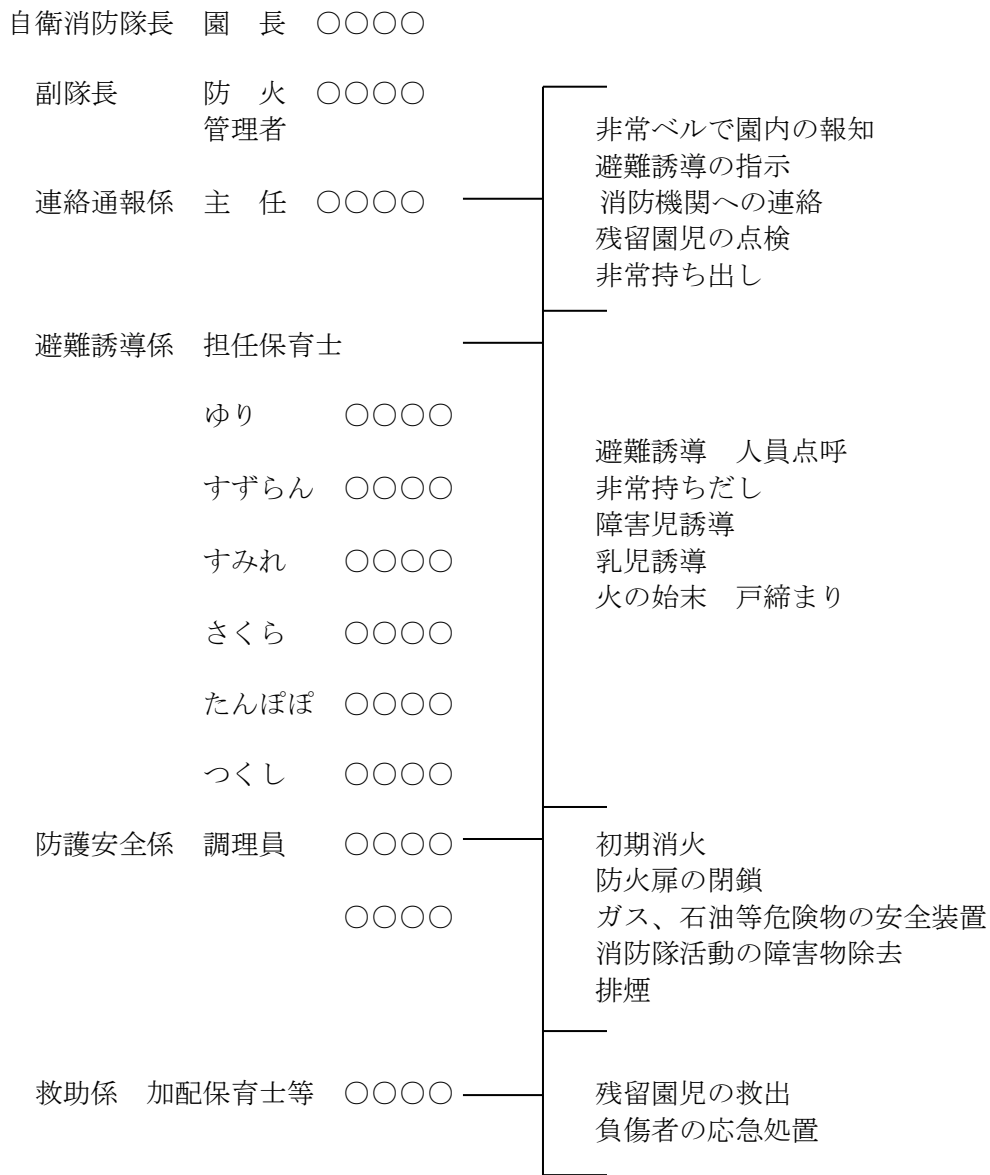
この計画は、 年 月 日から実施する。

別表 2

予 防 管 理 組 織
(自主点検検査班)

区 域	防火担当責任者	火 元 責 任 者
保育棟 1		ゆ り 組 すずらん組 すみれ 組 遊 戯 室 物 入 れ
保育棟 2		給 食 室 ボイラー室 さくら 組 たんぽぽ組 つくし 組 調 乳 室
管理室		職 員 室 医 務 室
廊下 (テラス)		
その他		自転車庫等

〇〇年度 自衛消防組織



[避難経路図 省略]

消防防災訓練実施計画書

消防署長 殿

報告者
防火管理者 氏名 _____ 印

管理権原者 氏名 _____ 印

消防法施行規則第3条第7項の規定により通知します。

防火対象物	所在地	
	令別表第1に掲げる区分	
	名称	(電話 番)
	収容人員	
日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
訓練の種別	避難訓練・総合訓練・その他 ()	
参加人員		
訓練の概要		
* 受付欄	* 経過欄	

別表 5

消防防災訓練実施記録

訓練日時	年 月 日	天 候	担 当
	午前・午後 時 分～	晴・曇・雨	
夜間想定	有 ・ 無		
参加人数	入所者(児) 名 () 職員 名		
	1 総合訓練 () 2 避難訓練 () 3 消火訓練 () 4 通報訓練 () 5 地震訓練 () 6 その他 () *消防署の立ち合い(有・無) *近隣住民の協力(有・無) 出火等想定場所 ()		
避難等所要時間			
反省点 講評			

※1 避難および消火訓練を毎月1回以上実施すること。